

議第 3 号議案

選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 1 日

提出者

東大和市議会議員	二	宮	由	子
〃	大	后	治	雄
〃	石	田	昭	太朗
〃	関		綾	子
〃	尾	崎	利	一
〃	上	林	真	佐恵

選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書

1996年（2月）に、法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を提言してから約30年が過ぎました。しかしいまだに国会への法案提出に至っておらず、夫婦が必ず同じ氏を名のることとしている「夫婦同氏制度」の下で、改姓によって不利益が起きたり、アイデンティティーの喪失感を抱くなど、人格権や個人の尊厳が脅かされかねない事態が生じています。

国際的には婚姻時に夫婦同姓を強制しているのは日本だけであり、さらに改姓しているのは女性が95%と負担が偏っていることから、2024年10月、国連女性差別撤廃委員会からは選択的夫婦別姓制度を導入するよう4回目の是正勧告がなされました。委員会は日本政府に対し、2003年以降3回にわたり総括所見において選択的夫婦別姓を実現するよう勧告し、特に2016年の総括所見では、選択的夫婦別姓をフォローアップ項目の1つとして2年以内に報告するよう求めていました。

ところが政府は法改正に背を向け続け、昨年10月17日に行われた日本審査でも、夫婦別姓を認めるかどうかは国民の理解が必要であり、婚姻によって姓を変えた人が不利益を被らないよう旧姓の使用拡大に努めてきたなどと述べていました。

しかし旧姓の通称使用を拡大しても、多くの金融機関ではビジネスネームで口座をつくることができない、不動産登記ができない、海外渡航時にパスポートの戸籍名とビジネスの通称名が違うため宿泊や出入国でトラブルになる、論文や特許取得時に戸籍上の氏名が必要でありキャリアの分断不利益が生まれるなど、かえって不利益は拡大しており、日本経済団体連合会は、昨年6月18日、「選択肢のある社会の実現を目指して」として、民法第750条で定められた「夫婦同氏制度」を「改め、希望すれば、不自由なく、自らの姓を自身で選択することができる制度を早期に実現すべく」政府に提言を行いました。経団連が女性役員に行った調査では、旧姓の通称使用が可能でも、88%が「何かしらの不便さ、不都合・不利益が生じる」と答えたこともわかりました。

言うまでもなく、「選択的夫婦別姓制度」は、希望する夫婦が別姓を選べる制度であり、同姓を希望する夫婦に別姓を強制するものではありません。政府は、夫婦が別姓になることで家族の一体感が失われる、家族の絆が弱まるなどとして法制化を先送りにしてきましたが、夫婦どちらかが改姓による負担を強いられることで夫婦間にわだかまりを残し、かえって絆を弱めることにつながっているという指摘もあります。

昨年10月の衆院選でも選択的夫婦別姓が争点となり、今年2月に行われた朝日新聞の世論調査では賛成が62%、特に18歳から29歳まででは80%が賛成するなど、導入を求める声はかつてなく高まっています。

氏名は個人の人格の象徴であり、改姓によりアイデンティティーの喪失感があるな

ど個人の尊厳を脅かしています。別姓を選べることは、婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながるもので、何より個人の尊厳を守るものです。

よって、国においては、夫婦同姓を義務づける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。